

越境電子商取引に関する調査

(平成24年度アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業
アジアをはじめとする海外との電子商取引の促進に関する調査研究)

調査報告書概要版

平成25年2月28日

株式会社 三菱総合研究所

目次

1. アジア諸国での電子商取引の実施に当たり留意すべき法制度および商慣習等の調査	3
1. 1 調査の目的	4
1. 2 調査対象国	5
1. 3 調査の進め方	6
1. 4 各国における電子商取引関連制度と商習慣の整理	8

はじめに

- 中国をはじめとしたアジア諸国は近年の経済成長が著しく、わが国の事業者にとって、国際展開の一つの選択肢としてアジア諸国への進出の動きが本格的になりつつある。特に、中国等のアジア諸国では、インターネットの普及とともに、電子商取引の市場が急激に拡大していることから、わが国の事業者の間でも、国境を越えた電子商取引に取り組む動きが活発化してきたところである。
- そこで、経済産業省では、アジアにおけるより一層の電子商取引の活性化とわが国の事業者のアジア諸国向け電子商取引の促進を目的として、韓国、ベトナム及び台湾との間で電子商取引に関する協議会を開催するとともに、中国との間でも新たに協議会を開催すべく、政府間でMOUを締結している。
- 本事業は、これらの協議会を一層実のあるものとし、かつ、日本とアジア諸国との間の電子商取引を活性化するため、各国の法制度や事業環境等の調査、並びに、必要な情報の収集、分析及び発信等を行うこととする。

1. アジア諸国での電子商取引の実施に当たり留意すべき法制度および商慣習等の調査

1.1 調査の目的

- 国内事業者が進出している、もしくは進出を検討しているアジア諸国の法制度や商慣習等について、国内事業者が必要とする情報を調査、分析し、提供することで、国内事業者のアジア諸国向けの電子商取引への取り組みを支援することを目的として調査を実施した。

1.2 調査対象国

- 調査対象国については、電子商取引に関わる事業者を集めた会議(越境電子商取引連絡会議)を開催し、参加事業者の意見を踏まえて、中国、台湾、インドネシア、ベトナムの計4カ国を選定した。

1.2 調査対象国

■ 調査の対象国とヒヤリング対象機関

国名	属性	機関名	電子商取引に関する法規制等	個人情報保護に関する法規制等	消費者保護に関する法規制等	その他商慣習等
中国	政府機関	中国国務院発展研究中心	○	○	○	
		商務部電子商務和信息化司	○		○	
		工業和信息化部電信研究院通信信息研究所	○	○		○
	団体	中国国際電子商務中心国家電子商務研究院	○		○	○
	企業	天猫(Tmall)				○
ベトナム	政府機関	商工省電子商取引情報技術庁(VECITA)	○	○		
		商工省競争管理庁(VCA)			○	
	団体	ベトナム電子商取引協会(Vecom)	○			○
	企業	ピースソフト(電子商取引専門学校「エデュビズ」を運営)				○
	有識者	JETROハノイ				○
台湾	政府機関	經濟部商業司	○			
		經濟部工業局 知識服務組	○			
	団体	資訊工業策進会(III)	○	○	○	○
		台北市消費者電子商務協会(SOSA)		○	○	○
インドネシア	政府機関	商業省	○	○		
		国家消費者保護委員会			○	
	団体	電子商取引協会(Asosiasi E-Commerce Indonesia)	○			○
	企業	Berniaga(大手電子商取引サイト)				○
	有識者	Mr. Edmon Makarim(インドネシア大学法学部 法律と技術研究科)				○

1.3 調査の進め方

- 留意すべき法制度及び商慣習について、越境電子商取引連絡会議を開催し、現状どのような課題が認識され、想定されているのか、議論を行った。
- 同時に、4カ国の法制度及び商習慣について文献調査による調査・整理を行った。
- 4カ国の関係機関に対しヒヤリング調査を実施した。

電子商取引におけるビジネスフェーズと本資料の記載事項

ビジネスフェーズ		中国	台湾	ベトナム	インドネシア
①法人設立	現地法人の設立規制	◎	◎	◎	◎
②事業許可の取得	EC事業許可の有無	◎	○	◎	◎
③サイト構築	サイト構築許可の有無	◎	○	◎	◎
④販売商品の規制	販売禁止、規制品の有無	◎	◎	◎	◎
⑤商品表示	サイトでの表記義務、禁止事項の有無	◎	◎	◎	◎
⑥販売手法	禁止されている販売手法	◎			
⑦広告・PRの実施	広告・PRの規制	◎	◎	◎	◎
⑧会員(顧客)管理	会員(顧客)情報の管理規制	◎	◎		
⑨決済・取引リスク	決済や与信の課題	◎	○	○	○
⑩物流	物流の現状や利用方法等	○	○		○
⑪通関手続き	通関の現状や課題	○	○	○	○
⑫消費者保護	消費者保護制度	◎	◎	◎	◎
⑬その他の事項	商習慣等その他注意事項	◎	○		

◎＝本概要版と報告書本編に記載。○＝報告書本編に記載。
 なお、電子商取引について特別な制度がないものについては本概要版には記載していない。

1.3 調査の進め方

- 調査結果については、1)関係する法制度等とその概要、2)手続きや義務などのポイント、3)日本企業における課題・注意点について取りまとめた。本概要版では、下記シート形式でとりまとめている。

EC事業を行う対象国	①～⑬のビジネスフェーズ	当該国内でEC事業を行うのに、規制が関係する場合に○	日本でEC事業を行い当該国に販売するのに規制が関係する場合に○
対象国 中国	ビジネスフェーズ ③サイト構築	現地で販売 ○	日本から販売 ○
■ 関連する法規制・所管機関			
■ 概要 <p>EC事業に関連する法律の名称、発行年、所管部局、法律の概要について記述</p>			
■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント <p>現地でEC事業を実施する際に必要となる具体的な手続き、EC事業を行う企業に課せられる法律上の義務、注意すべきポイントについて記述</p>		■ 日本(海外)企業が実施する際の課題 <p>日本企業(現地における海外企業)が現地でEC事業を実施して販売する、または日本でEC事業を行い当該国に販売する際の課題について記述</p>	
		■ 参照情報 <p>法律条文などの参照先について記述</p>	

1. 4. 各国における電子商取引関連制度と商慣習の整理

1. 4. 1 中国

■ 概観

■ 全般

- アジア最大のEC市場に発展しており、法制度などECビジネス環境も整備されつつある。

■ 現地でのECによる販売

- 外国企業にも、事業許可の取得によるECでの販売は許可されているが、ECプラットフォーム事業への参入は規制されている。このため、ECでの販売は、自社サイトで自社商品を販売するか、現地ECプラットフォームを利用しての販売となる。
- 市場規模は大きく、日本製品に対する期待も高く魅力的な市場である。一方で、価格競争が厳しく、マーケティング、ブランド形成も必要であり、成功には努力を必要とする。
- さらに、チャットによる購入前の問い合わせや値引きの対応、クレーム対応が一般化しており、チャット対応のスタッフが必要である。
- また、消費者保護を強化しており、製造者だけでなく販売者の賠償責任も追求されるため、販売する商品についての注意が必要である。

■ 日本からのECによる販売

- 日本からの販売について特に規制はない。ただし、中国政府の意思に反する場合、日本の販売サイトへのアクセス遮断の恐れがある。

1.4.1 中国

対象国	中国	ビジネスフェーズ	①法人設立	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社法(2006)/外商投資産業指導目録(2011改正): 商務部外資司服務貿易処 外商投資商業分野管理弁法(2004): 商務部外資司服務貿易処 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての事業について許可証が必要。外国企業の参入規制事業は、外商投資産業指導目録で指定される。 外国企業による小売、卸売の現地法人設立を認める。 						
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売業務の範囲は、①商品の小売り、②自営商品の輸入、③国内商品の購入輸出、④その他関連する複合業務、である。 卸売業務の範囲は、①商品の卸売り、②コミッション代理(競売を除く)、③商品の輸出入、④その他関連する複合業務、である。 外国の投資者のプロジェクト(業種)については、「外商投資産業指導目録」による審査認可がある。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社法の規定とは別に、経営規模(総投資額)に比例した登録資本金が必要とされ、多くの資本金が必要である。 			
			<p>■ 参照情報</p> <p>中華人民共和国公司法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.gov.cn/flfg/2005-10/28/content_85478.htm <p>外商投資産業指導目録(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jxaic.gov.cn/u/cms/www/201211/2011%E5%A4%96%E8%B5%84%E4%BA%A7%E4%B8%9A%E7%9B%AE%E5%BD%95%E4%BB%8B%E7%BB%8D.pdf <p>中国人民共和国会社法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20051027.pdf <p>「外商投資産業指導目録(2011改正版)」概要と特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/reports/05001508 <p>外商投資商業分野管理弁法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200404/20040400209980.html?996346654=1168016647 <p>外商投資商業分野管理弁法について</p> <ul style="list-style-type: none"> https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_managae.html 			

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ②事業許可の取得	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット情報サービス管理弁法(2000): 国務院 外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクトの審査認可管理に関する問題についての通知(2010): 国務院 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 営利目的のインターネット情報サービスについては、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証(経営性ICPライセンス)の取得が必要である。非営利目的のインターネット情報サービスについては、届出が必要となる。 通常のインターネット販売(自社運営のウェブサイト、第三者のプラットフォームを利用し、他社にプラットフォームを提供するのではない)では許可証の取得は必要ない。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ECプラットフォームサービスは営利目的のインターネット情報サービスとなり、別に経営性ICPライセンスが必要になる。 非営利目的(コーポレートサイトなど)のインターネット情報サービスの場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国務院情報産業主管部門に対し、届出手続きを行う。 すでに登録されている外商投資生産型企業、外商投資商業企業は直接にネット販売業務を行うことができ、別途に商務主管部門の審査許可を受ける必要は無い。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常のインターネット販売では許可証の取得は必要ないとされているが、地方政府の主管部門の判断等は一致していない恐れがあり、事前確認が必要である。 外資企業が付加価値電信業務経営許可証を取得するのは非常に困難である。 日本からの販売については、事業許可等の取得の規制はない。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>インターネット情報サービス管理弁法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.cqcrtv.gov.cn/Html/1/zcfg/xzfg/2009-12-22/4019.html <p>インターネット情報サービス管理弁法について</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_036.html <p>インターネット情報サービス管理弁法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/invest_036.pdf <p>外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクトの審査認可管理に関する問題についての通知(日本語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_062.pdf 		

1.4.1 中国

対象国	中国	ビジネスフェーズ	③サイト構築	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法(2010): 国家工商行政管理総局 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトには営業許可証を公開しなければならない。 							
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトのトップページ又は経営活動に従事するウェブサイトの目立つ位置に、営業許可証に記載されている情報または営業許可証のリンク先を公開しなければならない。 営業許可証等の公開(実名での公開)により、ネット販売における偽物製品の販売、不法ルートでの輸入製品、偽代理店、虚偽の宣伝、商標権侵害、特許権侵害等の追求が可能とされている。 				<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本から販売する場合、中国の法律に基づく手続き(営業許可証の取得・表示)の規制は必要ない。 中国政府としては、中国国内に進出して中国の法律に沿ったビジネスを行うことが望んでいる。 意図にそぐわないサイトについては、IP遮断の可能性がある。 			
				<p>■ 参照情報</p> <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201006/t20100601_88891.html <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(日本語解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_061.html 			

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ④販売商品の規制	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外商投資産業指導目録(2011改正): 商務部外資司服務貿易処 等 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子商取引で販売禁止されている品目は、基本的に店頭での販売が禁止されている品目と同じである。 ・ 外国企業が販売できる品目は外商投資産業指導目録により事業許可が得られる範囲となる。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下については、販売資格、インターネット販売許可の取得が必要とされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タバコ ・ 医療機器、医薬品 ・ アルコール など ・ これまでインターネット販売されてきたものも、適宜、当局の指示によりインターネットでの販売禁止が通達されることがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専売品(塩)、VPN契約など 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツについて、日本を含む外国企業が、中国国内においての販売行為は認められているが、出版、制作、輸入することはできないなど、制作・仕入面での規制が残っている。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>インタ</p> <p>外商投資産業指導目録(2011年修正)(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020111229379511927834.pdf <p>外商投資産業指導目録(2011年修正)(日本語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001508/translate_jl.pdf 		

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑤商品表示	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法(2010): 国家工商行政管理総局 商標法(2001): 国家工商行政管理部門商標局 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に、商品又はサービスの主な情報を事前に説明し、承諾通りに商品又はサービスを提供しなければならない。 「商標法」、「反不正競争防止法」、「企業名称登記管理規定」等の法律、法規、規則の規定を遵守し、他人の登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害してはならない。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に消費者に対し説明すべき主な情報として挙げられている例としては以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> 商品又はサービスの名称 種類 数量 品質 価格、運賃 配送方法 支払い方法 返品・交換方法 など <ul style="list-style-type: none"> 商標権は商標法により定められ、商標局が管理する。 商号(企業名称)は「企業名称登記管理規定」により定められ、工商行政管理部門が管理する。 いずれも先願主義(最先の出願人に権利を付与する制度)を採用している。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽物販売、虚偽の商品説明、商品基準・生産地等の偽装販売、商標権侵害しの販売については、「消費者権益保護法」により、商品代金の2倍の賠償責任が生じる。 すでに広く知られた商標は「馳名(ちめい)商標」として保護を受けられるが、日本企業の認定は難しい。 商標使用許諾などで中国企業から日本企業にロイヤルティを送金する際、銀行から商標局の証憑の提出を求められるため、商標の登録は必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201006/t20100601_88891.html <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(日本語解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_061.html <p>中華人民共和國商標法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=4642&SettingModuleID=4876 <p>中華人民共和國の商標法の実施のための規則(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=7539&SettingModuleID=4877 <p>JETRO中国における商標類比判断の事例・傾向に関する調査報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20011027.pdf 		

1.4.1 中国

対象国	中国	ビジネスフェーズ	⑥販売手法	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約法(1999) 反不正競争防止法(1993): 工商行政管理部門 インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法(2010): 国家工商行政管理総局 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約法は会社対会社、会社対個人、個人対個人を問わず、すべての中国国内取引について適用される。 反不正競争防止法は、日本の不正競争防止法、独占禁止法で規制されているのと同様な行為を禁止している。 管理暫定弁法は、電子版の契約条項の提供について規定している。 							
<p>■ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約には「電子メールによる契約」も含まれており、電子メールを利用した契約締結が可能である。 反不正競争法では以下の行為を禁止している。 <ul style="list-style-type: none"> 商標の盗用、商号の無断使用。 商品の品質を誤認させる虚偽の宣伝。 競争相手の信用、商品を事実無く誹謗すること。 一部の事例を除き、原価より安い価格での販売。 抱き合わせ販売、価格指定、販売地域限定、特定顧客への販売指定。 景品最高額5000円を越える抽選式景品付販売。 電子版の契約条項等により、消費者にとって不公平や不合理な規定、事業者の義務や責任を軽減、免除したり、消費者の主な権利を排除、制限する規定を行ってはならない。 消費者が商品購入証憑又はサービス書類を発行するよう要求した場合、事業者は発行しなければならない。 				<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書で日本法を準拠法と定めない限りは、中国の契約法に従う。 企業が一方的に優位な立場で個人の利益を害することがないように、約款を用いて契約をする場合には基本的に約款を提供する側の責任を重くしている。 			
<p>■ 参照情報</p> <p>中華人民共和国契約法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.gov.cn/banshi/2005-07/11/content_13695_6.htm <p>中華人民共和国契約法(日本語訳抄録)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/19990315.pdf <p>中華人民共和国反不正競争法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_68766.htm <p>中華人民共和国反不正競争法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/19930902.pdf <p>中国ビジネス・ローの最新実務Q&A</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.kuroda-law.gr.jp/pdf/china/ils_082.pdf <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.saic.gov.cn/ywtdt/gsyw/zjyw/xxb/201006/t20100601_88891.html <p>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(日本語解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_061.html 							

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑦広告・PRの実施	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広告法(1994): 県級工商行政管理局 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広告主、広告業者、広告発表者(メディア)に対する規制がある。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広告で、以下の内容、表現は禁止されている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中華人民共和国の国旗、国章、国歌の使用 ② 国家機関および国家機関に所属する人員名義の使用 ③ 国家レベル、最高級、最高などの用語の使用 ④ 社会の安定、人身・財産の安全を妨害し、社会公共の利益を損なう内容 ⑤ 社会公共秩序を妨害する内容 ⑥ わいせつ、迷信、恐怖、暴力、醜悪などの内容 ⑦ 民族、種族、宗教、性的差別などの表現 ⑧ 環境と自然資源の保護を妨害する内容 ⑨ その他法律、行政法規の禁止する内容 など • インターネットでの医薬品等の広告については、さらに審査が必要である。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中国の域外の法人が中国の国内で広告活動を行う場合も含むとされ、国外からの広告配信も規制(実際にはIP遮断)対象になるとみられる。 • 広告を利用して商品あるいはサービスについて虚偽の宣伝をした場合は、広告主に対し広告発表の停止が命じられ、広告費用と同額の訂正広告、さらに広告費用の同額以上 5 倍以下の罰金が課せられる。 		
<p>■ 参照情報</p> <p>中華人民共和国広告法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> • http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199410/t19941027_45767.html <p>中華人民共和国広告法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> • http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/19941027.pdf 					

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑧会員(顧客)管理	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクトの審査認可管理に関する問題についての通知(2010): 国務院 ・ 公共の情報セキュリティ技術および商業サービス情報システムの個人情報保護ガイド(2013): 工業和信息化部 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外資企業の販売記録の保存について規定。 ・ 個人情報保護について企業が自主的に実施すべきガイドラインとして規定。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット販売に従事する外商投資企業は販売記録を保存し、消費者の個人情報及び商業秘密を厳格に保護しなければならない。 ・ 個人情報の収集にあたり以下の通知が必要。 <ol style="list-style-type: none"> ① 収集の目的 ② 収集する情報、保持時間 ③ 個人情報の使用範囲、他への開示・提供範囲 ④ 個人情報の保護の措置 ⑤ 収集者の名前、住所、連絡先 ⑥ ユーザーが個人情報を提供した場合のリスク など 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護ガイドは2013年2月に施行されたばかりで、運用に関する詳細が不明であり、注意が必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>外商投資によるインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクトの審査認可管理に関する問題についての通知(日本語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_062.pdf <p>政府発表「2月1日からの個人情報の実装について」(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.gov.cn/jrzq/2013-01/21/content_2316909.htm 		

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑨ 決済・取引リスク	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非金融機構支払サービス管理弁法(2010): 中国人民銀行 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国ではクレジットカードよりアリペイ(Alipay)などの第三者支払サービスが広く使われている。 ・ 支払代行業務に従事する非金融機構は、中国人民銀行の認可を経て、「支払業務許可証」を取得しなければならない。 ・ 支払サービスでは、2011年のシェアで、支付宝(Alipay): アリババグループ46.0%、財付通(TenPay): テンセントホールディングス21.2%、網上銀行支付・オンライン・バンキング(Chinapay): 中国銀聯10.8%の3社で市場の70%以上を占めている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者支払サービスの活用により、収納リスクは低いとされている。 ・ ECプラットフォームサービス事業者の間では、購入者のブラックリストを共有しており、プラットフォームを利用する小売事業者に情報提供しているとの事である。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業が支払代行会社を設立するには、国务院の認可、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証(経営性ICPライセンス)が必要であり、極めて難しいとみられる。 ・ 中国から中国国外への販売では、日本と同様にクレジットカードを使った詐欺や、収納できない事例が存在する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払代行業務の申請には次のような条件が必要。 ・ 中国国内において適法に設立された企業 ・ 最低登録資本金1億人民元(全国レベル)または3000万人民元(省レベル) ・ アンチ・マネーロンダリングの措置があること。 ・ 要求に適合する支払業務施設を有すること。 ・ 健全な組織機関、内部統制制度及びリスク管理措置があること。 など 		<p>■ 参照情報</p> <p>非金融機構支払サービス管理弁法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://wenku.baidu.com/view/b0aa06df6f1aff00bed51eb9.html <p>非金融機構支払サービス管理弁法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://wenku.baidu.com/view/1f49d6610b1c59eef8c7b463.html <p>Alipay</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.alipay.com/ <p>Tenpay</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.tenpay.com/ <p>Chinapay</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.chinapay.com/ 		

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑫消費者保護	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品品質法(2000): 県級以上の工商行政管理部門 消費者權益保護法(1994): 工商行政管理局 權利侵害責任法(2010) <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品品質法は日本のPL法に相当。PL責任の規定に加えて、瑕疵担保責任についても規定している。 消費者權益保護法は日本の消費者保護法に相当する。消費者の權利や經營者の義務、紛争解決等について規定している。 權利侵害責任法は、個人の權利を厚く保護する方針から制定され、權利侵害の場合の賠償責任を規定している。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任の主体には、製造者だけでなく販売者も含まれる。 販売者の義務として、製品品質検査合格証明および標識の検査、製品の品質保持などが求められている。 販売者は、欠陥商品等から生じた消費者の損害に対して賠償責任を負う。 商品提供において詐欺があった場合、販売者は商品代金の2倍にて消費者に賠償しなければならない。 販売者が欠陥製品の製造者もサプライヤーも明示できない場合、販売者が賠償責任を負う。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品が表記の機能を有していない、基準に合致していない場合、販売者が修理、交換、返品、損害賠償責任を負うなど、販売者の賠償責任が強く規定されている。 虚偽の商品説明と解釈されると、倍額の損害賠償を求められる恐れがあるため、商品が偽物に該当するか否か、商品に不備があるか常にチェックが必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>中華人民共和国製品品質法(中国語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.cnca.gov.cn/rjwzcf/flfg/fl/495.shtml <p>中華人民共和国製品品質法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20000708.pdf <p>中華人民共和国消費者權益保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-08/31/content_27884.htm <p>国立国会図書館 諸外国における「消費者の權利」規定</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0448.pdf <p>中華人民共和国權利侵害責任法</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm <p>中華人民共和国權利侵害責任法(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20100701.pdf 		

1.4.1 中国

対象国 中国	ビジネスフェーズ ⑬その他	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引におけるチャットシステムの提供 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国の商習慣では売買双方が品物や取引について商談するのが一般的であり、電子商取引でもチャットシステムにより、商品についての問い合わせや値引き交渉を行なっている。 クレーム対応においてもチャットでやり取りが行われている。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットショップはチャット対応のスタッフを常駐して対応している。スタッフにはコミッションをつけて、価格の決裁権を与えている。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> チャット対応のスタッフの確保、柔軟な価格設定対応が必要である。 日本国内のサイトから中国国内の消費者へ販売する際も、中国消費者は上記と同様に価格交渉を行うことができることを求めている。 			
		<p>■ 参照情報</p> <p>経済産業省 電子商取引レポート2011</p>			

1. 4. 2 台湾

■ 概観

■ 全般

- 電子商取引に関する制度、インフラ共に整備されており、一部の制度を除いて日本と同様に電子商取引を行う環境が整っている。
- 台湾の消費者は台湾国内の電子商取引事業者から商品を購入するのが一般的である。

■ 現地でのECによる販売

- 特定の商品を除いて許可を必要とせず、参入については法人の設立が唯一必要な手続とされる。
- 消費者保護の観点から複数の法律・規制が整備されている。最も注目されているのは消費者保護法で定められているクーリングオフ制度であり、デジタル商品等も含めて基本的に例外商品が存在しないことに注意が必要である。

■ 日本からのECによる販売

- 海外サイトから台湾に対して商品を販売する場合、台湾の規制は適用されない。
- 台湾では、トラブルの多発や送料の問題から、海外サイトからの電子商取引による購入は一般的ではない。
- 台湾ではECの決済手段としてクレジットカードが一般的だが、台湾のクレジットカードが海外ECサイト(特に日本のECサイト)で利用できないことから、海外のECサイトが利用されていない面もある。

1.4.2 台湾

対象国	台湾	ビジネスフェーズ	①法人設立	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外国人投資条例」: 經濟部投資審議會、「会社法(公司法)」: 經濟部商業司・經濟部國際貿易局 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国企業が台湾にて会社を設立する際には、經濟部投資審議委員会に外国人投資申請を行って許可を得た後、資本金または所在地に応じて規定された方法で、会社登記申請を行う必要がある。 支社を設立する場合には、外国人投資申請の前に、經濟部商業司に事前審査を依頼する必要がある。 						
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 經濟部商業司に事前審査を依頼。 <ul style="list-style-type: none"> 会社名称および営業項目の調査。 商号については各市政府の管轄。 經濟部投資審議會に対し外国人投資申請を行い、許可を得る。 <ul style="list-style-type: none"> 申請代理人を指名し、申請を代行してもらう。 台湾の銀行に口座を開設して資本金を送金し、確認作業を受ける。 会社登記を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 資本金、所在地で会社登記を行う機関が異なる。 資本金5億台湾元以上の場合は經濟部商業司。 管轄税務当局に営業登記申請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 輸出入を行う場合は、經濟部國際貿易局に貿易商登録をあわせて行う。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 委任状や会社登記簿謄本は、それぞれ、台湾の在外機関(在外公館等)による認証を受けることが必要である。 申請代理人は台湾籍を有する者あるいは外国人居留省を有する外国人でなくてはならない。(会計士、弁護士が一般的) 外国企業による投資禁止、投資制限がある業種についてはネガティブリスト方式となっており、經濟部投資審議委員会ウェブサイトで公表されている。 中国企業による投資はポジティブリストに記載されている業種に限られている。中国企業の定義は、中国企業が直接または間接的に30%以上の株式もしくは出資額を保有している場合、となっている。 			
			<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://investtaiwan.org/ http://www.moeaic.gov.tw/system_external/ctrl?PRO=LawsLoad&id=3 http://www.jetro.go.jp/jfile/country/tw/invest_02/pdfs/taiwan_gaishikisei_negativelist0903.pdf(日本語) 			

1.4.2 台湾

対象国 台湾	ビジネスフェーズ ④販売商品の選定	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑法、児童福祉法、銃器管理規定、毒品危害防制條例、タバコ酒管理法、薬事法など：管轄は各法律ごとに異なる。 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の法律により、インターネット上での販売が禁止されている商品や、販売に許可が必要な商品がある。 ECでない場合でも販売できない商品に加えて、販売の際に年齢確認が必要とされている商品（酒、たばこ、ポルノ等）についても、インターネット上では年齢確認が十分にできないということから禁止されている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 禁止されている商品は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 性的または暴力的な出版物 武器弾薬、麻薬 技術士の証明書 酒類、たばこ 知的財産権侵害物 宝くじ 納税証明書 台北市政府専用ゴミ袋 その他 制限されている商品は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 医薬品（基本的に禁止。一部医療器具のみ衛生署の許可を得れば可能。） 		<p>■ 日本（海外）企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾でインターネット販売をする際には、日本で許可されている酒類などを販売できないことについて注意が必要である。 医薬品・医療器具関係は、販売自体に衛生署の許可が必要だが、インターネット上で販売できる商品の範囲はさらに狭い。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ネット取引Q&A手冊 販売禁止商品のリスト http://gcis.nat.gov.tw/EClaw/tjk/chinese/tjk.tw_HotNewsView.asp?sno=OX R 医療器具のネット販売に関する定め http://www.fda.gov.tw/TC/siteNews.aspx?sid=39&id=44&chk=fde07aa2-ed64-40a6-8144-4bdd94a51ca5 		

1.4.2 台湾

対象国 台湾	ビジネスフェーズ ⑤商品表示	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 「小売業等網路公益定型化契約応記載及不得記載事項」 「食品の通信売買の定型化契約」 「商品標示法」： 行政院消費者保護委員会 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 「小売業等網路公益定型化契約応記載及不得記載事項」に定められた事項を、ウェブサイト上に表示する必要があり、また、記載してはいけない事項を遵守する必要がある。 食品やオンラインゲームのポイントカード等、多くの商品について、記載事項に関する規定がある。 個別の販売商品について、商品標示法によって記載が義務づけられている事項がある。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 「小売業等網路公益定型化契約応記載及不得記載事項」で以下の情報をサイトに掲載することが求められている。 <ul style="list-style-type: none"> 企業経営者の名称、責任者、電話番号、電子メールアドレスおよび営業所所在地 契約条項に疑義がある場合、消費者に有利に解釈すること 商品取引ページに表示された商品名称、価格、内容、仕様、型番およびその他の関連情報は、契約の一部であること 「商品標示法」で以下の事項の記載が求められている。 <ul style="list-style-type: none"> 製造者、生産地、成分 等 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾においてECサイトを構築する場合は、ここで求められている事項を中国語(繁体字)で記載する必要がある。 台湾国内において販売する商品については、商品標示法によって義務づけられている事項について、中国語(繁体字)で記載する必要があるため、台湾国内での販売時は、日本の製品を輸入してそのまま販売することができない。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 網路交易Q&A手冊 http://www.ey.gov.tw/news4.aspx?n=306E238316B5F61E&sms=C111DF90EDBE5FE7 (定型化契約應記載及不得記載事項。中国語) 		

1.4.2 台湾

対象国 台湾	ビジネスフェーズ ⑦広告・PRの実施	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公平取引法」：公正取引委員会 薬事法等の個別法 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公平取引法」では、詐欺や虚偽不実にあたる広告について規制している。詐欺や虚偽、誇大広告だけでなく、消費者に誤解を起こさせる可能性のある広告も含めて規制の対象となっている。 医薬品等については、薬事法等の個別法によって別途規制されている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> とくに手続として必要とされている事項はない。 基本的には日本と同様の規制であり、誇大広告や誤解をさせるような表現を避けることが求められている。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に無いが、心配な場合には、公正取引委員会に相談を行うことが望ましいと考えられる。 現在はまだ規制として成立していないが、電子メール広告に関し、「濫発商業電子メール管理条例」を定めることについて議論がなされている。定められた事項に違反すると罰金が科せられる可能性があり、どのような規定になるか注意が必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網路交易Q&A手冊 		

1.4.2 台湾

対象国 台湾	ビジネスフェーズ ⑧会員(顧客)管理	現地で販売	○	日本から販売	
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法」 : 法務部 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年に「個人情報保護法」が改正され、対象となる事業者が「個人情報を収集・処理または使用するすべての事業者」に拡大されている。 基本的な個人情報管理については日本と同様であるとされるが、具体的な管理方法については確認する必要がある。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> とくに手続として必要とされている事項はない。 日本では個人情報取扱事業者にならない規模の会社であっても台湾では規制対象となるため、個人情報保護のための仕組みを導入する必要がある。 個人情報の収集・処理・使用に当たって当該個人からの同意が必要とされているが、この同意の取り方について現在訴訟が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> E-mailのみでよいか、電子署名を必要とするかが論点となっている。 台湾の事業者は、現在、E-mailでの同意で良いものとして運用している。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾でECサイトを運営する場合には、例外なく個人情報保護法の対象事業者となることに注意が必要である。 左記の「同意」の取り方に関する訴訟についても注意する必要がある。電子署名を必要とすることになった場合、個人情報の取得に関するコストが跳ね上がる可能性がある。 		
			<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商務小六法 		

1.4.2 台湾

対象国 台湾	ビジネスフェーズ ⑫消費者保護	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護法：行政院消費者保護委員会 電子商務消費者保護綱領 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを経由した売買は、通信販売に該当するものとされているためクーリングオフの対象となり、7日以内に返品もしくは書面の通知を行うことで、契約の解除が可能とされている。 製造物責任について、消費者保護法に定めがある。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾の消費者からクーリングオフの申し出があった場合、それが商品到着から7日間以内の申し出であれば、応じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 現時点において、商品種類の限定はないことから、デジタルコンテンツや食品等についても対応しなくてはならない。 販売時の契約においてクーリングオフに対応しない条項を設けていた場合、その契約は消費者保護法で無効とされる。 商品が生命、身体等に対する危険を有する場合には、危険の警告およびその緊急処理方法を明確に表示する必要がある。(製造物責任) 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「返品不可」として販売を行っても、クーリングオフは有効である。ただし法律の適用対象は台湾国内に事業所があることが条件であるため、台湾に法人を持たず、海外から販売する際には適用されない。 少額商品やデジタル商品についてもクーリングオフ条項が適用されるため、注意が必要である。実際に台北市とGoogleとの間で訴訟が行われ、アプリマーケットにおける販売についてもクーリングオフの対象となることが確定している。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商務小六法 台北市消費者電子商務協會(SOSA) http://www.sosa.org.tw/index.asp 		

1. 4. 3 ベトナム

■ 概観

■ 全般

- 電子商取引に関する制度、インフラの整備は進んでいるが、まだ取引自体は小さい。

■ 現地でのECによる販売

- 法人設立時には投資証明書の取得が必要だが、投資金額が大きい場合には登録に時間がかかることが指摘される。
- 事業実施前にVECITAに登録を行い、毎年取引状況についてVECITAに報告する必要がある。
- 広告については、対象商品や広告手法について規制があり、また広告内容についても比較広告が禁止されているなど、日本とは異なる点があることに注意する必要がある。
- 販売・輸入規制の対象品が多いことに気をつける必要がある。

■ 日本からのECによる販売

- 海外サイトからベトナムに対して商品を販売する場合、ベトナムの規制は適用されない。
- ベトナム国内で広告を行うためには、国内に事業所を持っていないといけない。営業拠点を持たない場合、現地の商業広告業務提供者を使う必要がある。

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ①法人設立	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「共通投資法 (No.59/2005/QH11)」(2006年)およびその施行細則「No.108/2006/ND-CP」: 計画投資省 「統一企業法 (No.60/2005/QH11)」(2006年): 計画投資省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業拠点設立の際、投資登録の手続きもしくは、投資に関する国家管理機関の審査による投資証明書 (Investment Certificate) の発行を求める必要がある。投資証明書は、事業登録証明書ともなる。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 設立に必要な文書の提出して投資証明書を取得 <ul style="list-style-type: none"> 「共通投資法」に規定される文書に加え会社の所在地、事業活動内容、資本金等を含む定款を投資計画庁に提出。 投資証明書の取得後、会社の登記を実施 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資額が3000億ドン以上または投資規制業種に該当する場合には、投資計画庁地方局等の審査に長い日数(約30日)を要する。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/qa/03/04J-010451 投資環境ベトナム、2011年、JBIC 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ②事業許可	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ウェブサイト上での商品販売・サービス提供時の活動に関する政令 (No.46/2010/TT-BCT)」: 商工省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引事業の実施にあたり届け出による登録を義務付けている。 登録継続のために毎年報告を義務付けている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引事業の実施にあたり、登録時にVECITAに以下の事項を届け出る。 <ul style="list-style-type: none"> 企業名称 電子商取引のプラットフォーム名 事業者登録の証明書 ドメイン名 提供される商品、サービス スタッフ数 企業の連絡先 等 毎年の報告事項としては以下のような事項がある。 <ul style="list-style-type: none"> 会員数 取引数 収益 広告宣伝費 等 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 許認可性ではなく、届け出制のため、指定された情報を登録すれば良い。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://mic.gov.vn/vbqapl/Lists/Vn%20bn%20QPPL/DispForm.aspx?ID=7730 (添付資料として届け出のフォームが記載。ベトナム語) 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ③サイト構築	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電子商取引に関する政令(No.57/2006/ND-CP)」 「ウェブサイト上での商品販売・サービス提供時の活動に関する政令(No.46/2010/TT-BCT)」: 商工省 「情報技術法(No.67/2006/AH11)」 「電気通信法(No.41/2009/QH12)」 : 情報通信省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ドメイン登録については従来と異なり、外資企業でも取得できるようになっている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に必要な手続きはない。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> .vnドメインの取得は、近年外資企業でも可能になっているため問題は生じない。 「電子商取引に関する政令」の改訂案が作成されており、2013年3月に決議される予定がある。企業のウェブサイトについて電子商取引機能の有無に関わりなく報告義務を追うことになる可能性がある。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments/Policies?categoryId=886&articleId=10001393 (電子商取引に関する政令、英語) 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ④販売商品の選定	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「営業禁止、営業制限又は条件付営業の物品及びサービスに関する商法を詳細化する政令(No.59/2006/ND-CP)」 「国際物品売買に関する商法を詳細化する政令(No.12/2006/ND-CP)」：商工省 「情報技術製品の輸入禁止指定リストに関する政令(No.11/2012/TT-BTTTT)」：情報通信省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売商品については商業法が規定する販売規制商品リストに従わなければならない。 輸入制限品については、当該製品を管轄する各省の政令で定められている。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売規制品は政令 No. 59/2006/ND-CPに定められている。具体的には以下のような商品である。 <ul style="list-style-type: none"> 兵器 麻薬 爆竹 青少年に有害なおもちゃ(ゲーム含む) 等 輸入制限品としては、政令No. 12/2006/ND-CPに定められている。規定が随時追加されており、例えば情報技術製品については、2012年の政令 No. 11/2012/TT-BTTTTに定めがある。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売・輸入規制品は随時追加が行われているが、その都度新しい政令がでているため、チェックが必要である。 特に中古商品に対する規定が多く作成されるので、古着や中古車、中古パソコンなどの中古品の輸出を考える際には輸出可能なものかどうかチェックが必要である。 		
			<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.dncustoms.gov.vn/web_english/english/nghi_dinh/59_ND_CP_12_06_2006.htm (59/2006/ND-CP、英語) http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?List=889a92fd-e7a0-4c8e-b800-80ff1158ebaf&ID=863 (12/2006/ND-CP、ベトナム語) http://mic.gov.vn/vbqpl/Lists/Vn%20bn%20QPPL/DispForm.aspx?ID=7864 (11/2012/TT-BTTTT、ベトナム語) 税関 http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/Newest.aspx http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/pdf/VN_TT09_20070717.pdf (日本語参考資料) 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ⑤商品表示	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ウェブサイトでの情報提供に関する政令(No. 09/2008/TT-BCT)」 「商品表示に関する政令(No.89/2006/ND-CP)」：商工省 「No.89/2006/ND-CPの実装のための政令(No.09/2007/TT-BHKCN)」：科学技術省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業法において商品一般の表示を規定している。特にウェブサイト上での商品記述について、No. 09/2008/TT-BCT および、No. 46/2010/TT-BCTにて規定されている。 「商品表示に関する政令(No. 89/2006/ND-CP)」では食品ラベルについて規定。商品責任を有する組織または個人の名称と住所、原産地等を表示しなければならない。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令 No. 09/2008/TT-BCTで、サイトに掲載が義務づけられている事項は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 商品・サービスに関する情報 価格(商品価格、税、梱包料、送料等) 取引条件(返品規約、取引時の双方の義務等) 配達条件(配送方法、配送時間、地理的制約等) 支払い方法(利用できる支払い手段) ウェブサイトの所有者の情報 No. 89/2006/ND-CP、No. 09/2007/TT-BHKCNでは商品の記載事項を以下のように規定。 <ul style="list-style-type: none"> ベトナム語での記載を必須とする 商品名、販売業者の名称・住所、原産地 等 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> サイトにはNo. 46/2010/TT-BCTの登録内容も記載する必要がある。 食品ラベルの表示項目については、No. 89/2006/ND-CP、およびNo. 09/2007/TT-BKHCNに詳細な規定があり、その遵守に注意が必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://lawfirm.vn/?a=doc&id=2050 (09/2008/TT-BCT、英語) http://qppl.quangngai.gov.vn/congbao.nsf/9e6a1e4b64680bd24725680100a8614/365829d665b225d4472572d400365409?OpenDocument (09/2007/TT-BKHCN) http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/qa/01/04J-110302 (参考：食料品輸出に関する日本語情報) 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ⑦広告・PRの実施	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広告法(No.16/2012/QH13)」 「競争法(No.27/2004/QH11)」 「反スパムに関する政令(No.90/2008/ND-CP)」 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子メールによる広告については、VNCERTの指定サーバを介する必要がある。 広告法では、製品によって広告が禁止されているものがある。 外国企業は自己に変わって認可を受けた現地の商業広告業務提供者を使う必要がある。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子メールによる広告は、原則、受信者の同意が必要である。送信時には以下の事項を守る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 送信時には、VNCERTから管理コードを付与されたメールを、VNCERTが指定するサーバを介して送信しなくてはならない。 拒否の意思表示があった際は直ちに送付を停止しなくてはならない。 インターネット広告業務提供者は、情報通信省に管理コード番号(management code number)の発行を申請し、発行を受けなくてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> .vnウェブサイトを保有している必要がある。 広告法では以下の製品について広告が禁止されている。 <ul style="list-style-type: none"> たばこ、15度以上のアルコール製品 24ヶ月未満の幼児のための母乳代替乳製品 6ヶ月未満の幼児のための栄養補助食品 等 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告法では、他社製品との比較広告や、最上級表現を使った広告の禁止なども定められており、広告内容について、日本と同じ表現ができないことに注意が必要である。 外国企業の駐在員事務所は、自らが商業広告を行うことは許可されていない。ベトナムに営業拠点を持たない外国企業が広告活動を行うためには、自己に代わって認可を受けた現地の商業広告業務提供者を使う必要がある。 		
			<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://thuvienphapluat.vn/archive/Luat-Quang-cao-2012-vb142541.aspx (広告法 16/2012/QH13、ベトナム語) http://www.vietnamlaws.com/jp/vlu/August2012.pdf (広告法に関する参考) 日系企業のためのベトナムビジネス法規ガイドブック,2010年,JETRO ベトナム法務相談室、2012年、JETRO 		

1.4.3 ベトナム

対象国 ベトナム	ビジネスフェーズ ⑫消費者保護	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者保護法(No.59/2010/QH12)」: 商工省、VCA <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護法ではクーリングオフについて規定している。取引に関して消費者保護法で規定された情報を販売者が提供していない場合、消費者に10日間のクーリングオフの権利を与えている。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が取引の際に必要な情報を提示していなかったとき、消費者に契約後10日間のクーリングオフの権利が発生する。(条件付きの権利であり、以下の情報が提供されていれば、クーリングオフの権利は発生しない。) 必要な情報の項目は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称、連絡先 商品・サービスの品質 送料(必要な場合) 支払い方法、送付方法 その他手数料費用など (トランザクションコスト、コミュニケーションコスト等) 訪問販売の場合は無条件のクーリングオフの権利が発生し、3営業日以内であれば契約を破棄できる。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護法は2011年に施行、現在、運用細目について議論が進められている状況であり、注視が必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?List=b83d2062-3090-4797-af61-7498eff47f51&ID=5927 (59/2010/QH12、ベトナム語) ベトナム消費者協会「Overview Law on Protection of Consumer Rights of Vietnam」 日系企業のためのベトナムビジネス法規ガイドブック,2010年,JETRO 		

1. 4. 4 インドネシア

■ 概観

■ 全般

- 電子商取引を所管する省庁自体が曖昧である。基本的には商業省か通信情報省とされるため、その2つに対して確認をとることが望ましい。
- 法の実装の際に政府規則が作成され、さらに複数の省庁で大臣規則が制定されている。このため、法を実装し運用レベルに詳細化していく過程で非常に複雑な体系となっている。
- 追加および改訂も頻繁に発生しており、手続きや規則改定についてのチェックが必要である。

■ 現地でのECによる販売

- 電子商取引に関する法律が未整備であり、都度確認を行いながらすすめる必要がある。
- 確認先も複数の省庁にまたがってしまっている上、明確な回答がこないこともあることに注意する必要がある。法律自体がよく変わるため、常に最新動向をチェックしなくてはならない。
- インドネシアは、広大な諸島国家であり、地域色が強く、ムスリムを中心とした多宗教・多民族の国家になっている。これらの文化背景(金曜礼拝、ラマダン、旧正月等)に配慮した商業活動が必要とされる。

■ 日本からのECによる販売

- 海外サイトからインドネシアに対して商品を販売する場合、インドネシアの規制は適用されない。
- クレジットカード決済が一般的でないため、どのような決済手段をとるのが問題となる。代引きについても当該運送事業者を信頼できるのかという問題がある。

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ①法人設立	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資に関する法律2007年25号 インドネシア会社法 大統領令36号(2010年5月25日付)「投資ネガティブリスト」(Daftar Negative Investasi : DNI)」 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 支店での進出は業種に制限があるため、現地法人の設立か、駐在員事務所の開設が一般的である。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資禁止／規制業種の確認。 <ul style="list-style-type: none"> 2010年大統領令36号で規定されている。 投資調整庁(BKPM)に投資計画の登録。 <ul style="list-style-type: none"> 投資登録申請書(MODEL1/PMA)を提出する。 不備がなければ投資承認通知書(SP/PMA)が発行。 会社の設立登記 <ul style="list-style-type: none"> 社名の申請をする。(2つ以上の候補を申請する) 定款を作成し、インドネシア民間公証人から設立証書を取得する。 地区の役所で本籍証明書を取得する。(事前に事務所の賃貸借が必要) 税務当局で納税者登録番号(NPWP)、課税事業主認識番号(PKP)の取得。 銀行口座の開設。 法務人権省に設立登記の申請。 商務省に会社登録申請、会社登録証(TDP)を取得。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 100%外国資本で設立した場合、15年以内に外国株主が所有している株式の一部をインドネシア法人または個人に譲渡することを義務づけている。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.bkpm-jpn.com/ (インドネシア投資調整庁 日本事務所) https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/20100610.pdf 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ②事業許可の取得	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 大統領令第112号(2007年12月27日付)「外資に関する規制「規制業種・禁止業種(商業施設)」 大統領令第36号(2010年5月25日付)「投資ネガティブリスト」(Daftar Negative Investasi : DNI)」 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引業者の事業許可という手続きはない。個別事業に付帯して電子商取引を営む場合には、関連する規制に基づいた許可の取得が必要である。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の小売販売・サービス提供という形でインドネシアに進出する場合には、通常の事業許可の手続きが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> EC事業者としてインドネシア内で実施する場合、事業許可の有無の必要性について、商業省に確認を行う必要がある。 実際の手続きについては、商業支援ディレクター (Director Bima Usaha Pedagangan)、貿易総局 (Dirjen Perdagangan dalam negeri) に確認を行うことが望ましい。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売、サービスの提供を現地でも行っている場合には、通常の事業許可と会社設立が必要である。 EC事業者として進出する場合には、所管官庁が不詳なので(通信情報省か商業省が担当するのが順当)、個別に確認した方がよい。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.bkpm-jpn.com/ (インドネシア投資調整庁 日本事務所) http://www6.bkpm.go.id/ 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ③サイト構築	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報および電子商取引に関する」法律第11番(2008年) 政府規則 第82番 通信情報省 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共サービスを運営するためには、通信情報省に登録することが義務となる。非営利なサービスの提供および非公共サービスの提供であれば、登録の義務はなく、登録要請があったものについて登録する。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共サービスの提供にあたり、通信情報省にサイトの登録申請を行う。 非公共サービスは、サイトの登録の義務はないが、申請があれば、登録は可能である。 登録サイトに問題があれば、6ヶ月以内に警告を受ける。 公共サービスとは、以下のものを指す。 <ul style="list-style-type: none"> 公共向けのサービス 政府もしくは行政府で使用するサービス 決済サービス 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシアで公共サービスを提供する場合には、必ずサイト登録が必要である。 公共サービスを提供にあたり、インドネシア政府に使用ソフトウェアを申告する必要がある。 		
		<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> http://zaico.nl/files/RUU-ITE_english.pdf (Law No. 11) 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ④販売商品の選定	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報および電子商取引に関する」法律第11番(2008年) ・大統領令第36号(2010年5月25日付) 「投資ネガティブリスト」(Daftar Negative Investasi : DNI) ・商業大臣規定 No. 57/M-DAG/PER/12/2010 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引での販売禁止品目がある。 ・通常の商品取引においても禁止対象事項があるため、EC事業者は、両方の禁止事項を遵守する形で、自主的に掲載禁止商品を特定しているケースが多い。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア内で販売禁止商品および輸入禁止商品の確認をおこなう。 ・輸入禁止商品としては以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険・有毒原料廃棄物 ・古着、繊維関連廃棄物 ・エビ ・モツアレラチーズ ・危険な魚(ふぐ、ナマズ、ピラニア等) ・電子商取引の禁止商品は以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・武器 ・麻薬薬物 ・爆発物 ・ポルノ等 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内では販売可能な商品でも、インドネシア内で販売禁止商品および輸入禁止商品となる商品があるため、確認が必要である。 		
			<p>■ 参照情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易関係の法律・規制は以下のウェブサイトを確認できる。仮訳であるが英語版も提供されている。 ・ http://rulebook-jica.ekon.go.id/ ・ http://www.bkpm-jpn.com/ (インドネシア投資調整庁 日本事務所) ・ http://zaico.nl/files/RUU-ITE_english.pdf (Law No. 11) ・ http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_list.pdf ・ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/qa/ 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ⑤商品表示	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者保護法」 法第8番(1999年)で商品タグの規定 ラベル記載義務に関する商業大臣規定第62号 No.62/M-DAG/PER/12/2009 同規定の改正に関する商業大臣規定第22号 No.22/M-DAG/PER/5/2010 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品によってラベルのタイプを規定。インドネシア語で表記することが求められており、不実記載は違反行為となる。 ハラルの標記が無いものはハラルの処理がなされたものとは見なさい。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品ラベルへの要求 <ul style="list-style-type: none"> 商品名称、大きさ、容量、成分、使用方法、製造日、副作用、販売会社の名称と住所、知らせるべき事項等が記載されている必要がある。 電子機器、自動車用パーツ、履き物、革製品等については、以下の事項についてインドネシア語で表記の必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 製品名もしくはブランド名 生産者名及び住所 輸入者名及び住所 原産国 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア語での表記が必要なため、日本で流通している商品表示をそのまま流用できない。 肉及び肉加工品では「ハラル」に関する表記が必要である。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>ラベル表示に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> No.62/M-DAG/PER/12/2009、No.22/M-DAG/PER/5/2010 <p>消費者保護法(英語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.cipatent.com/consumersprotEctionlaw.pdf インドネシアのハラル認証機関には下記がある。 http://www.e-lppommui.org/certification/ 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ⑦広告・PRの実施	現地で販売	○	日本から販売	○
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者保護法」 法第8番(1999年)における広告の禁止事項の規定 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクを隠ぺいした説明、うその説明、個人情報の開示、広告で法を逸脱する行為等は禁止している。 実際のEC事業者では、過剰広告、暴力的な表現、禁止されているサービスの広告等についても自粛している。 					
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な禁止広告として以下があげられる。 <ul style="list-style-type: none"> 電子メールアドレスや携帯番号等の個人情報の開示 ラジオ、テレビ、インターネットの録音 アルコールやその他のアルコール飲料 タバコおよびその誘導体製品 個人的なメッセージ ローンと融資に関するもの 禁止されているサービスへの広告(出会い系) 等々 EC事業者として、出店するエージェントに対して、独自の広告規制をかけている業者もある。 			<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本より禁止範囲が広く、国内で通用するPRの表現がそのまま適用できるかは検討する必要がある。 		
			<p>■ 参照情報</p> <p>消費者保護法(英語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.cipatent.com/consumersprotECTIONlaw.pdf 		

1. 4. 4 インドネシア

対象国 インドネシア	ビジネスフェーズ ⑫消費者保護	現地で販売	○	日本から販売
<p>■ 関連する法規制・所管機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者保護法」 法第.8番 <p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護の範囲とレベルを決めている。 実際の対処は消費者紛争処理庁 (BPSK:Badan Penyelesaian Sengketa Konsumen) が実施する。 				
<p>■ 必要な手続き・企業の義務・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013/3/15開設予定の「153コールセンター」で、消費者のクレームを受け付ける予定。 <ul style="list-style-type: none"> 153コールセンターは、消費者の近くの地域にあるBPSKIに連絡。 BPSKIにて対処、事業者への指導を行う。(話を聞く、代替品を要求、返金を要求等) どのようなクレームに対してどのような解決策を見出すかは、BPSKIにて判断される。 		<p>■ 日本(海外)企業が実施する際の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の基準が定められているわけではなく、ケースバイケースになる。 消費者のクレームから、BPSKが判断するので、どのような解決策になるかは事前に見通しが作りづらい。 		
		<p>■ 参照情報</p> <p>消費者保護法(英語)</p> <ul style="list-style-type: none"> http://www.cipatent.com/consumersprotectionlaw.pdf <p>BPSK</p> <ul style="list-style-type: none"> http://bpsk-jakarta.blogspot.jp/ 		

平成24年度 アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業
(アジアをはじめとする海外との電子商取引の促進に関する調査研究)
調査報告書概要版

平成25年2月28日

〒100-8141
東京都千代田区永田町2-10-3
株式会社三菱総合研究所